

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	1 畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び家畜の導入等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 ① 家畜飼養管理施設等の整備 ② 家畜の導入（農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。）	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等 【事業主体】 畜産クラスター協議会等 【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等	(1) ①2分の1以内 (1) ② 2分の1以内 妊娠牛（上限275千円/頭） 繁殖に供する雌牛（上限175千円/頭） 繁殖に供する雌豚（上限40千円/頭） 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	1 畜産クラスター事業	2 附帯事務費 1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会 【事業主体】 畜産クラスター協議会	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	2 家畜改良増殖総合対策事業 (全国和牛能力共進会出品体制強化事業)	全国和牛能力共進会の出品に向けた、指定交配推進費及び、出品牛作出に向けた高能力ドナーからの採卵に必要な経費 (1) 指定交配推進費 (2) 推進事務費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人全国和牛登録協会熊本県支部	(1) 定額 (ただし、1頭当たりの上限は、22千円) (2) 定額 (ただし、11万5千円以内)	事業費の30%を超える増減	有	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	3 家畜改良増殖総合対策事業 (家畜導入事業)	農業協同組合等が高品質な家畜を導入し、生産者に貸し付ける際に要する経費の一部を奨励金として助成する。 (1) 肉用牛導入 (2) 高品質乳用牛導入	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 【事業主体】 農業協同組合連合会 農業協同組合	(1) 定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は92千円とする。 (2) 定額 ただし、1頭当たりの補助額の上限は72千円とする。	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 補助対象経費欄に掲げる経費の相互間ににおけるいざれか低い額の30%を超える増減 4 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいざれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜 産 課	4 家畜生産基盤 総合対策事業 (家畜改良増殖 対策事業 (乳用 牛))	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良 のために実施する次の事業に必要な経費 (1) 乳用牛群検定普及定着化推進	4月1日から3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内	検定農家総数の 20%を 超える減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		(2) 乳用牛改良加速化事業	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで		2分の1以内 (ただし、1回当たりの 補助額の上限は、ゲノミ ック評価分析 1.5千円、採卵支援 8千 円、受精卵作成移植師・酪 農家への技術支援 14千 円とする。)	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)			
	5 家畜生産基盤 総合対策事業 (みつばち転飼 調整事業)	熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために 実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び 理解醸成資材作成経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県養蜂組合	2分の1以内		有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	6 家畜生産基盤総合対策事業 (全日本ホルスタイン共進会対策事業(補・交))	熊本県酪農業協同組合連合会等が、第16回全日本ホルスタイン共進会に参加するために必要な経費 (1) 出品牛及び出品資材の輸送費 (2) 輸送保険料 (3) 出品者旅費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県酪農業協同組合連合会 阿蘇農業協同組合	(1)、(2) 3分の1以内 (3) 5分の1以内	—	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 家畜畜産物価格安定対策事業 (肉用子牛価格安定事業)	公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に係る生産者補給金の交付に充てるための資金を造成する事業の実施に必要な経費	4月1日から3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立金の4分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8 家畜畜産物価格安定対策事業 (肉豚価格安定事業)	補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 独立行政法人農畜産業振興機構 公益社団法人熊本県畜産協会 一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会 【事業主体】 独立行政法人農畜産業振興機構	生産者積立金の6分の1以内（上限額70円）	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	9 家畜畜産物価格安定対策事業 (鶏卵価格安定事業)	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安定対策事業（鶏卵価格差補てん事業）に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体 【事業主体】 鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体	生産者積立金の12分の1以内	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	10 畜産総合対策事業	農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施する次の事業について、当該事業実施に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 施設整備 (1)飼料作物作付及び家畜放牧条件整備 ア飼料作物作付条件整備 イ放牧利用条件整備 ウ水田飼料作物作付条件整備 (2)畜産物産地基幹施設整備 ア畜産物処理加工施設 イ家畜市場 ウ家畜飼養管理施設 エ自給飼料関連施設 オ家畜改良増殖関連施設 カ畜産周辺環境影響低減施設	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農業者の組織する団体 中間業者 公益社団法人等	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更	無	要	〔状況報告〕 12月31日	〔状況報告〕 1月15日
									(ただし、知事が別に定める概算払の請求をもって代えることができるものとする)	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	11 自給飼料増産総合対策事業	事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1) コントラクター等育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基盤強化 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壤改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する団体 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する団体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	12 家畜伝染病防疫対策事業	1 公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を推進するために実施する次の事業に必要な経費 (1)自衛防疫推進事業 ア 推進会議開催に要する経費 イ 事業需要等調査に要する経費 ウ 広報に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	公益社団法人熊本県畜産協会	3分の2以内 (上限 544千円)	事業費の30%を超える 増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(2)特定疾病損耗防止推進事業 ア 牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ 牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ アカバネ病予防接種に要する経費 エ 牛ウイルス性下痢予防接種に要する経費 オ 馬インフルエンザ予防接種に要する経費	4月1日から3月31日まで		1頭36円 (上限 3,600千円)		有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜 産 課	13 畜産防疫体制強化事業	畜産防疫体制強化の取組みに要する経費 (1) 飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)を活用するもの (2) 地域における飼養衛生管理向上施設整備または農場の分割管理の導入に係る施設整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策整備交付金)を活用するもの	4月1日から3月31日まで	市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体	2分の1以内	事業費の30%を超える 増減	有 (第9条第2項第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	14 県産馬生産振興対策事業	県産農用馬の生産基盤強化のために農業団体等が取組む増頭のための体制整備や仕組づくりを構築するために必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会 農業協同組合等	2分の1以内	事業費の30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	15 高品質堆肥生産・流通促進事業	1 良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 ペレット化等、堆肥を流通に適した形態へ加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 【事業主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 営農集團等	1 定額（上限100千円） 2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16 国産濃厚飼料生産拡大推進事業	1 国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 3戸以上の営農集團	1 定額 2 2分の1以内	1 施行箇所又は設置箇所の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	17 耕畜連携体制 緊急整備事業	農業者の組織する集団等が耕畜連携による飼料の生産・調製及び堆肥の利用促進のために行う機械導入、施設整備等に必要な経費 (1)堆肥利用・飼料生産体制整備事業 (2)堆肥新規利用拡大	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	(1) 2分の 1以内 (2) 定額	事業費の30%を超える 増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	18 畜産環境対策 総合支援事業	<p>1 堆肥の生産・流通の促進のため堆肥の高品質化、悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境対策を実施するための施設等の整備、補改修に必要な経費</p> <p>(1) 畜産堆肥流通体制支援事業</p> <p>(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事業</p> <p>(3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業</p> <p>(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業</p> <p>2 附帯事務費</p> <p>1 の経費に係る事業の実施に關し、事業の推進に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費</p>	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	<p>【補助事業者】 市町村 協議会等</p> <p>【事業主体】 協議会等</p> <p>【取組主体】 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 農事組合法人 畜産農家 株式会社等</p>	<p>2分の1以内 【事業主体 への間接補 助の場合】 補助事業者： 10分の10以 内 ただし、事業 主体に係る 補助対象経 費の2分の1 以内を限度 とする</p>	<p>1 事業実施主体又は取 組主体の変更 2 事業の中止又は廃止 3 成果目標の変更 4 事業実施主体における補助金の増 5 事業実施主体における補助金の30%を超 える減</p>	無	要 (農政局 が不要と した場合 は不要。)	<p>〔状況報告〕 12月31日</p> <p>(ただし、知事が定める概 算請求書をもって代える ことができるものとす る。)</p> <p>〔実績報告〕 事業完了時</p>	<p>〔状況報告〕 1月15日</p> <p>〔実績報告〕 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日</p>

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	19 熊本型放牧高度化支援事業	1 高度化放牧条件整備事業 事業主体が、放牧管理の高度化等を図るために必要な以下の経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)放牧管理の省力化の実証に要するICT機器の導入 (2)熊本型放牧拡大のための放牧条件整備 等 (3)牧野の草地生産性向上に要する生産資材等	4月1日から事業完了の日又は3月31まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 3戸以上で構成する営農集団等	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2 放牧牛導入補助事業 事業主体が、熊本型放牧の拡大を目的とした肉用繁殖雌牛の導入を行い、農家に貸付ける場合における当該事業実施に必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31まで	【補助事業者】 公益社団法人熊本県畜産協会 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 等	定額 (ただし、1頭当たりの補助額は、肉用繁殖雌牛は100千円、とする。)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	20 家畜生産農場緊急防疫対策事業	家畜疾病が発生した地域における、吸血昆虫(アブ又はサシバエ)を介した家畜疾病的発生予防及びまん延防止対策として実施する当該吸血昆虫の忌避剤・駆虫剤の散布に要する経費 ただし、国の家畜生産農場衛生対策事業を活用する場合に限る。	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】各畜産農業団体等 【事業実施主体】生産者	補助対象経費の2分の1の額から、当該補助対象経費の財源に充当する国庫補助金を控除して算出した額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜 産 課	21 熊本県家畜市場再編整備支援事業	農業協同組合等が、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付要綱・実施要領等に基づいて実施する家畜市場再編整備支援事業について、当該事業実施に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合 農業協同組合連合会	6分の4以内 (うち県費は6分の1以内)	1 事業費の30%を超える増又は補助金の増 2 事業費又は補助金の30%を超える減 3 事業主体の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	[状況報告] 12月31日	[状況報告] 1月15日
									(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) [実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	22 優良受精卵供給特別支援事業	1 県内各地の高能力な繁殖雌牛から性選別精液を用いて採卵を行うために必要な経費。 (1) 採卵経費 (2) 受精卵買上げ費 (3) 性選別精液製造費 2 1の事業を行うために必要となる事務費。	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【事業実施主体】 各連合会 配合飼料価格安定基金協会 肥後開拓農協	定額 (2) 採卵経費：310千円/頭以内 (2) 受精卵買上げ費：40千円/個以内 (3) 性選別精液製造費：性選別精液製造に要する費用。 (4) 事務費：500千円以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号 該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	23 天草大王生産基盤強化緊急特別支援事業	1 指定種鶏場からの天草大王のヒナ販売価格上昇分の一部補填に要する経費 2 天草大王ヒナ販売価格上昇分を出荷価格に反映するための取引先との交渉旅費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【事業実施主体】 熊本県高品質肉鶏推進協議会	定額 1ヒナ価格 補填：1,020千円 (17円/羽×120千羽×1/2) 以内 2交渉旅費：955千円以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第2号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいざれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	24 配合飼料緊急支援事業	1 飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担する配合飼料価格安定制度の令和7年度における生産者積立金の一部助成に要する経費 2 1の実施にあたり生産者への振込に要する経費 3 飼料タンクの飼料残量測定装置等のICT機器導入や配合飼料作業安全のための器具設置に要する経費	1 補助対象経費1、2の事業 令和7年4月1日から事業完了の日又は令和8年3月31日まで 2 補助対象経費3の事業 令和7年3月1日から事業完了の日又は令和8年3月31日	1 様式1の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体 【事業主体】 配合飼料価格安定制度に加入している生産者 2 様式2の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体 3 様式3の事業 【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会	1 定額(上限200円/t) 2 10分の10以内 3 1/2以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	補助対象経費1、2の事業 有 (第9条第2項第3号該当) 補助対象経費3の事業 無	補助対象事業 否 補助対象事業 要	補助対象経費1、2の事業 【実績報告】 事業完了時 補助対象経費3の事業 【状況報告】 1月15日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 補助対象経費3の事業 【実績報告】 12月31日 事業完了の日 から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日 [実績報告] 事業完了時	補助対象経費1、2の事業 【実績報告】 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

畜産課			、熊本県畜産農業協同組合、 特認団体 【事業主体】 熊本県経済農業協同組合連合会、熊本県畜産農業協同組合連合会、熊本県酪農業協同組合連合会、一般社団法人熊本県配合飼料価格安定基金協会、熊本県畜産農業協同組合、特認団体及び配合飼料価格安定制度に加入している生産者					
-----	--	--	---	--	--	--	--	--

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
								報告時点	報告期限	
畜産課	25 熊本酪農飼料自給力向上緊急対策事業	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に取り組む酪農家における、購入粗飼料等価格の急騰に伴い増加した経費	令和7年3月1日から事業完了の日又は令和8年3月31日まで	【補助事業者】 熊本県酪農業協同組合連合会、阿蘇農業協同組合 【事業主体】 国産飼料の利用拡大やコスト低減に取り組む酪農経営体	定額（上限 4,000円/頭）	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減 4 補助金の増又は30%を超える減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいざれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	26 県産飲用牛乳等消費拡大緊急対策事業	牛乳の消費拡大及び理解醸成に係る取組みに要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	農業団体 知事が特に認める団体	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	27 肉骨粉利用促進事業	食肉の生産過程で発生する畜産残さを原料として牛肉骨粉を製造するレンダリング業者が、飼料用肉骨粉等の高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	レンダリング業者	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超える増減	無	要	〔状況報告〕 12月31日	〔状況報告〕 1月15日
									(ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。)	
									〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	28 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（R6 経済対策）	畜産物輸出コンソーシアムが、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱・実施要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経費 (1)畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業 ・コンソーシアムの設立及び推進並びにコンソーシアムによる PR 活動、販売促進活動等の実施に要する経費 (2)アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生低減に向けた取組支援事業 ・アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い及び血斑低減のための取組 (3)新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援事業 ① 検討会及び研修会の開催 ② 輸出先国のマーケット調査 ③ 協議会による商流構築活動の実施	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	畜産物輸出コンソーシアム（コンソーシアムを設立しようとする者を含む）	(1) 定額 (上限 牛肉: 16,000 千円、牛肉以外: 8,000 千円、ただし、フラッグシップ輸出産地の主たる構成要素である場合はそれぞれ 20,000 千円、10,000 千円を上限とする。) (2) 定額 (3) 定額 ただし、補助額は(1)を上限とする。	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の 30% を超える増減 4 補助金の増又は 30% を超える減 5 成果目標の変更	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知事が定める概算請求書をもって代えることができるものとする。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 1月20日 〔実績報告〕 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜産課	29 「食のみやこ熊本県」実現に向けた県産畜産物の魅力創造事業	1 県産銘柄牛肉ブランド価値向上推進事業 熊本県産牛肉消費拡大推進協議会が、県産牛肉の県内外への流通及び消費拡大を促進するため実施する次の事業に必要な経費 (1)銘柄確立対策 県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程管理等に要する経費 (2)販路拡大及び消費拡大対策 県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベント出展やキャンペーン実施等の活動に要する経費 (3)指定店開拓・消費拡大対策 取扱指定店の新規開拓や取扱指定店を起点とした認知度向上・消費拡大等の活動に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	(1)、(2) 2分の1以内 (上限 8,896千円) (3) 定額 (上限 2,830千円)	事業費の 30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		2 くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業 県産銘柄牛の認知度向上のため、熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場への生体出荷に係る掛かり増し経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	農業協同組合連合会、食肉事業協同組合連合会、農業協同組合	定額	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の 30%を超える増減 4 補助金の増又は 30%を超える減	有 (第 9 条第 2 項第 3 号該当)	要		
		3 天草大王ブランド価値向上支援事業 高品質肉鶏推進協議会が天草大王の GI 登録及び GI を活用したブランディングと販路拡大等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県高品質肉鶏推進協議会	2分の1以内 (上限 895 千円)	事業費の 30%を超える増減	無	否		

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
畜 産 課	30 畜産営農継続 特別対策事業	新たな耕畜連携による国産飼料の確保、堆肥の広域流通、悪臭対策の実証に要する経費	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団 【事業主体】 市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 農事組合法人 農地所有適格法人 農業者の組織する集団	定額	事業費の 30%を超える 増減	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	31 畜産経営復旧 緊急支援事業	令和7年8月大雨による死廃した家畜等の化製処理等に要する経費	令和7年8 月 10 日か ら事業完了 の日又は令 和8年3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 農業団体等 【事業主体】 農業者 農業団体等	1/2 以内	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	有 (9条第2項 第3号該当)	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日 から 1 か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日